

2019年5月14日

各位

会社名 株式会社パパネッツ  
 (コード番号 9388 TOKYO PRO Market)  
 代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕昭  
 問合せ先 常務取締役 宮崎 恵子  
 T E L 048-960-5088  
 U R L <http://www.papanets.co.jp>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月15日開催の取締役会において、2019年5月22日開催予定の第24回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく監査役会を設置することでコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることと致します。これに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の追加等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 日程

取締役会決議 2019年4月15日  
 株主総会開催日 2019年5月22日  
 効力発生日 2019年5月22日

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (省略)  (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (新 設)	第1条～第3条 (現行どおり)  (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u>
第5条～第22条 (省略)  (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② (省略)	第5条～第22条 (現行どおり)  (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各 <u>監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② (現行どおり)
第24条～第27条 (省略)	第24条～第27条 (現行どおり)

第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
第28条～第30条 (省略)	第28条～第30条 (現行どおり)
(新設)	<u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(新設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査役会規程)</u> 第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第31条～第36条 (省略)	第34条～第39条 (現行どおり)

以上